

8月の各種相談窓口

消費・行政相談

相談名	場所・日時	問合せ
消費生活相談	消費生活センター（市民安全課内）平日 来庁 9時-16時30分 電話 8時30分-17時15分	丹波市消費生活センター ☎ 82-0996 消費者ホットライン ※土日 ☎ 188
行政相談	山南住セ5日、本庁舎 10日、 愛育ピア 12日、青垣住セ 13日、春日住セ 18日、柏 原住セ 19日 13時30分-15時30分	総務課 ☎ 82-1002

人権相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
特設人権相談	青垣住セ6日、山南住セ 17日、 ライフピア 31日	柏原人権擁護委員協議会 ☎ 72-0176
常設相談	水曜9時-16時 神戸地方法務局柏原支局	
総合生活相談 （隣保館相談）	電話 平日9時-17時 ※来館相談可	氷上文化センター ☎ 82-1064 七日市会館 ☎ 74-2310
	出張 柏原住セ 13日 ライフピア 27日 13時30分-16時	
女性のための悩み相談（予約優先）	市民プラザ 22日 ① 10時30分② 11時30分 ③ 12時30分 ※1回50分	男女共同参画センター ☎ 82-8684
性的マイノリティ 電話相談 要予約	平日9時-16時30分	人権啓発センター ☎ 82-0242
性的マイノリティ メール相談	件名を「丹波市にじいろ相談」として、メールアドレス「tamba-lgbt@qwrc.org」に送信	

雇用・農地相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
出張職業相談 要予約	第2庁舎6日、20日 13時-15時50分	丹ワークサポート たんば ☎ 74-3660
各種就労相談 要予約	春日庁舎 高齢者キャリア相談 12日 若者就職相談 13日、27日 ママナビ就職相談 14日 高齢者就労相談 19日 Uターン就職相談 21日 障がい者就労相談 28日	
農地相談 要予約	山南住セ・ライフピア 13日 青垣住セ 14日 柏原住セ・春日庁舎 17日 氷上住セ 19日 13時30分-14時	農業委員会事務局 ☎ 74-1504 ※前日までに予約

福祉相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
もの忘れ医療相談 要予約	第2庁舎 25日 14時-16時	高齢者あんしんセンター ☎ 88-5267
認知症介護者のつらい「ほっと」	ライフピア 28日 10時-正午	
若年性認知症定期相談会	第2庁舎 14日 13時30分-15時30分	社会福祉課 ☎ 0800-200-3393 （フリーダイヤル）
福祉まるごと相談	第2庁舎 平日 9時-16時30分	
くらしとお金の相談 要予約	第2庁舎 17日、31日 13時-16時	地域つながりセンター 「ここから」 ☎ 86-7101
ニート・ひきこもり 相談 要予約	10時-16時 ※出張相談は要予約	
ふくしの法律相談会 要予約	第2庁舎 13日 10時-正午	権利擁護支援センター 「よりそい」 ☎ 0120-686-111

医療・健康相談

相談名	場所・日時	予約・問合せ
小児救急医療相談	17時30分-翌8時 土日祝年末年始は8時-翌8時	子ども医療（小児救急医療） 電話相談窓口 ☎ 78-9290
救急医療相談	24時間 365日受付 ※電話相談	救急安心センターひょうご ☎ # 7119
健康・栄養相談 要予約	ミルネ5日 青垣住セ 10日 ライフピア 20日 山南住セ 24日 9時30分-11時 ※「減塩相談」同時開催	健康課 ☎ 88-5082
9月の出張年金相談 （予約受付 8/3～8/27） 要予約	氷上住セ9月3日 11時30分-14時 30分 定員 12人	西宮年金事務所 ☎ 0798-33-2944 ※自動音声 ▶1を選択▶2の「職員にご用の方」を選択

市民活動・地域づくり相談

相談名	場所・日時	問合せ
地域活動相談 （予約優先）	市民プラザ（月曜休館） 10時-18時	市民活動支援センター ☎ 82-8683

法律相談

相談名	場所・日時	問合せ
行政書士無料相談	柏原住セ 1日 13時30分-16時	県行政書士会摂丹支部 ☎ 090-3628-0608（勝部）
無料登記法律相談	柏原住セ 20日 13時30分-16時	常石司法書士事務所 ☎ 86-0772 共催/県司法書士会たんば支部・ 県土地家屋調査士会但馬支部

配偶者・パートナーからの暴力（DV）相談

問 丹波市 DV 相談支援センター ☎ 86-8730

DVには、身体的なものだけでなく、精神的、経済的などさまざまな形があります。「相手の顔色をうかがってしまう」「怖い」と感じているなら、それはDVかもしれません。ひとりで悩まず、まずは電話または相談受付フォームから

相談ください。相談は無料で秘密は固く守られます。

■相談時間（電話） 平日9時-16時30分



受付フォーム

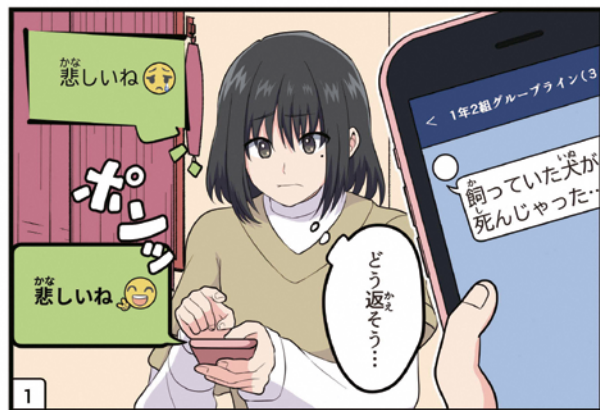
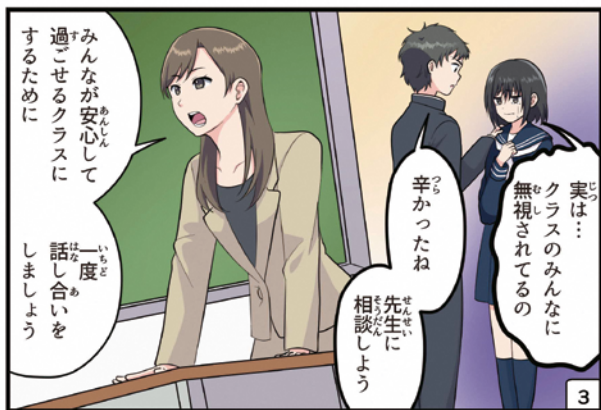


ID 1474

じんけん 4コマ漫画

SNS のその先に。 一度相手と話してみませんか

人権をもっと身近に。
心に届く4コマ漫画をはじめました。



丹波市人権啓発センター 丹波市

3R リデュース リユース リサイクル

Re ~正しく分別して安全~

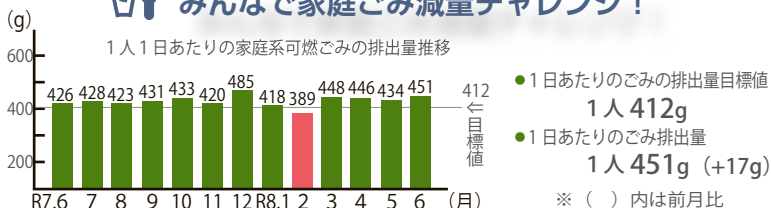
リチウムイオン電池の処分に注意!

モバイルバッテリーやスマートフォンが発火する事故が起きています。発火事故原因の一つに、リチウムイオン電池が使用されていることがあげられます。過充電や熱、衝撃などで発火する危険性があり、リチウムイオン電池使用製品を他のごみと混ぜて廃棄することが、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因になります。そのため、電池の取り外しができない小型の製品は「電池類」として廃棄してください。例えば、充電式のハンディファンや電子タバコ、スマートフォンなどは、金属類ではなく、電池類になります。リチウムイオン電池の処分は、販売店に持ち込むか、電池類の日にごみステーションに出してください。ただし、膨張したリチウムイオン電池は、発火や破裂の可能性が高いため、絶対にごみステーションには出さず、クリーンセンターへ直接持ち込みください。

回収販売店の確認▶



みんなで家庭ごみ減量チャレンジ!



問 環境課 (クリーンセンター内) ☎ 78 - 9999

消費生活 NEWS

エスエフ SF 商法に注意

SF 商法（催眠商法）とは、高額な商品の販売が本当の目的であることを明らかにせず、安い日用品や無料の配布物などで消費者を会場に集めて、商品を購入させる商法のことです。

閉め切った会場に集めて徐々に購買意欲を煽り、まるで催眠術にかかったかのような興奮状態になったタイミングで、別の高額な商品の購入を持ちかけます。会場で個別に勧誘されると、雰囲気にもまれて断り切れないことが多いです。販売が目的であることを隠して消費者を呼び出して契約をさせる商法は、訪問販売に該当する場合があります。

商品の必要性は、冷静になって判断しましょう。

ID 12358



問 消費生活センター (市民安全課内) ☎ 82 - 0996

